

総行行第63号  
平成28年3月30日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第88号。以下「改正令」という。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第六号に規定する総務大臣の定める要件を定める件の一部を改正する件（平成28年総務省告示第121号。以下「改正告示」という。）は、本日公布され、平成28年5月1日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 複数落札入札制度の導入に関する事項

- (1) 都道府県及び法第252条の19第1項の指定都市（以下「特定地方公共団体」という。）の長は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）につき、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者

のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者としてすることができるものとされたこと。（特例政令第10条第1項関係）

複数落札入札制度は、上記のとおり「需要数量が多いとき」に用いられる方法であることから、通常の一般競争入札又は指名競争入札による調達の可能性などを十分に検討した上で運用する必要があること。

また、当該競争入札における予定価格は、単価となることから、運用に当たっては、あらかじめ、特定地方公共団体の規則等において、これらの競争入札に付する場合の予定価格は、物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額とする旨を定めておく必要があること。

(2) (1)の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとされたこと。（特例政令第10条第2項関係）

(3) (1)による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうち契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず(2)による最後の順位の落札者について(2)により落札がなかったものとされた数量の落札があったものとし、次に(9)により落札者とならなかった者についてその者の入札数量の落札があったものとしてすることができるものとされたこと。（特例政令第10条第3項関係）

(4) (3)の場合において、(9)により落札者とならなかった者が2人以上あるときは、(9)の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について(2)の場合に準ずべき場合があるときは、(2)の例によるものとされたこと。（特例政令第10条第4項関係）

(5) 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき(1)による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により公告をするときは、特例政令第六条の規定により公告をしなければならない事項のほか、①(1)による一般競争入札の方法による旨、②(2)により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨、③(11)により当該一般競争入札を取り消すことがある旨、④端数の入札を制限する場合にはその旨についても公告をしなければならないものとされたこと。（特例政令第10条第5項関係）

(6) 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき(1)による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について特例政令第7条第1項の規定により公示をするときは、同項の規定により公示をしなければならない事項のほか、①(1)による指名競争入札の方法による旨、②(2)により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨、③(11)により当該指名競争入札を取り消すことがある旨、④端数の入札を制限する場合にはその旨についても公示をしなければならないものとされたこ

と。(特例政令第10条第6項関係)

(7) 特定地方公共団体の長は、(6)の場合において、その特定調達契約について令第167条の12第2項の規定により通知するときは、特例政令第7条第2項の規定により通知しなければならない事項のほか、(6)の①から④に掲げる事項を通知しなければならないものとされたこと。(特例政令第10条第7項関係)

(8) (1)による一般競争入札又は指名競争入札が2種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならないものとされたこと。(特例政令第10条第8項関係)

(9) (1)による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が2人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、令第167条の9の規定の例によりくじで先順位の落札者を定めるものとされたこと。(特例政令第10条第9項関係)

(10) (1)による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者がいるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、令第167条の2第1項第9号、第3項及び第4項の規定の例により、随意契約によることができるものとされたこと。(特例政令第10条第10項関係)

(11) (1)による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、これらの競争入札に加わった者が5人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができるものとされたこと。(特例政令第10条第11項関係)

(12) (11)により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならないものとされたこと。(特例政令第10条第12項関係)

(13) (11)により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、令第167条の2第1項第8号及び第2項の規定は、適用しないものとされたこと。(特例政令第10条第13項関係)

## 2 その他の事項

その他所要の規定の整備が行われたこと。

改正令による改正後の特例政令第10条が新たに追加されたことにより、改正前の特例政令第10条から第13条までの規定は1条ずつ繰り下がることとなった。

このため、地方公共団体の規則等において、改正前の特例政令第10条から第13条までの規定のいずれかを引用している特定地方公共団体におかれては、施行期日までに当該規則等の見直しを行う必要があること。

## 3 施行期日

改正令及び改正告示は、平成28年5月1日から施行するものとされたこと。  
(改正令附則、改正告示関係)